

# 講演録

講演録  
04

講師

ナガオカケンメイ

— D&DEPARTMENT PROJECT 代表 —



## D&DEPARTMENTに学んだ 人が集まる伝える店の作り方

平成25年7月23日に開催した「第18回地方行政セミナー」の講演要旨を掲載いたします。

私はグラフィックデザイナーとして18歳から大体35歳ぐらいまで、いろんな環境を迂回しながら印刷物を作っていました。デザイナーという立場が今後どうなっていくのかということを中心に配していくうちに、デザインに関心のある市場に対して、もうちょっと社会的な職業として何か活動的なことをしていかなないといけないと思ひ、生活者に向き合っただesignしたらどうなるかなというところで、自分でお店をやっております。デザイナーでありながら、古物商の古物免許を持ってリサイクル屋でもありながら、全国にお店を展開していく、

ちょっと変わった立ち位置です。

高度経済成長を経て、バブルも経て、日本人つてもうほとんど買う物もないし、もう満たされている。物をいっぱい持つことが豊かではないということになりつつある。震災もあり、形のないものとか、自分の故郷、自分の友達、親、そういうものの大切さに目覚め始めているんです。そんな中でどうしていいかわかというところが今日のテーマです。

日本という小さい島は、世界的にはこんなにリサイクルショップが多い島はないのではないかと、いうぐらい消費して、なるべく捨てやすい環境を作っていく。

る。デザイナーとしてどんな仕事をすべきか。一つは新しく物を生まない。デザイナーというのは形を作って物を生みますけど、もうすでに生まれた物、いい物を見直すのも仕事としてありなのではないかと。そこで、自分の活動のテーマ、ロングライフデザインです。

はデザイナーの方でブランディングという仕事をやっていますけど、自分たちのブランドを見直す時に広告で、力づくでそのイベントを作り上げるということではなく、自分たちの原点の、自分たちが作った商品を見直す。それぞれの土地も「自分たちらしさ」を見直す時にやっぱり原点みたいなものが明確にあった方がいいです。





60VISION（ロクマルビジョン・日本を作ったスタンダードだけが集まる仕組み）に参加できる参加条件が3つあります。企業の原点商品と呼べる物を持っていること。これ、皆さんの頭の中で地方ということに切り替えていただいてもいいかもしれません。もう一つは復刻する技術と、追いつける意思が

あるか。自分でそういう意思がないとやっぱり続かないので。もう一つは自分の会社の事業としてしっかり社員と考えていくこと。

私は、自分がどれぐらい思いをその県に持てるかということをおローマーターにして行動しています。何年前かにD&DEPARTMENT（以下「D&D」）YAMASHIという自分のお店を作るきっかけがあったんですけど、それがあから山梨という場所に自分が思い入れを持てる。思いが持てるということがすごく重要で、自分の事業としてちゃんとブランドとしてやっていけるということも重要なのではないかと。

企業の「らしさ」を見つめながら、自分たちらしい商品を考えていくプロジェクトとしてやっていくんですけど、それが地方に変わってきていました。60VISIONが企業のブランドディングブランドだとしたら、日本ビジョンという名前で地元の「らしさ」を整理整頓するためのブランドみたいなものを作れないかなと。ロングライフなもの、その土地にずっと長くある物をピックアップして、日本ビジョンの名の下で販売しながら、その土地のストーリーを説明するということをやっています。

伝統工芸士の方も3代目もしくは4代目、大体30代です。そんな人たちが地元の間屋さんとか、地元の公平性だけを重んじたがためにすごくつまらなくなってしまった地場産センターみたい

なもの、そういう所から飛び出そうと、その人たちと一緒に自分たちの場所で、新しい、若い実演販売みたいなこともしております。

若い感覚で、若々しい場所であんな人をお呼びと、若い人がいっぱい集まります。いかにきつかけや形を作ればいいということじゃなくて、どういうターゲットの人たちを具体的に呼ぶかということをお考えないといけない。ここがとても重要だと思います。

日本中を回って感じたことですけど、1つは作り手が若いデザイン世代。この人たちは、デザインに関心がない状態だとそもそも興味がない、そういうデザイン世代だということをお考えなければいけない。

もう一つは、作られたものを見る場所が非常にグサイ。こんな所に置かれるぐらいだったら自分で通販でやってやるという作り手さんが非常に多い。これからの時代は公平性ではなくて、誰かしら意志のある人たちが「えこひいき」していかないといけない。今回YBSさんがD&Dを文化会館の中に入れたということは、簡単に言うと「えこひいき」。あの意志を持った人に「えこひいき」をする。そうされたことによって自分という個人が山梨のことを考えてより積極的に活動していくことだと思う。

もう一つは、たどりで着く手段があまにもない。観光、観光と言っているのは僕らよりも大先輩、70、80歳ぐらいの

方々が作った観光で、その観光も非常に古くなっていて、そこに何かしら新しい表面的なものを足しても何もならない。これからの20代、30代、40代の人たち

というのは、その観光を破壊していかないといけない。本屋に行くとき非常におしゃれな観光ガイドがありますけど、中身は全く昔と変わっていません。表紙がおしゃれになっただけでも非常にいいですけど、でも誰が編集して、誰が行っているのか分からないような観光雑誌を、若い人たちが手にとって、情報満載で、決めるのはあなたよというような昔のやり方でやっている。これだと永遠に観光が若返らない。

デザインの感覚がある道の駅みたいな場所を作らないといけない。しかも道の駅のようにネットワーク化していて、観光のきつかけになる。こういうのが日本中にインフラとしてあることによって、若い観光や若い作り手が動き出すのではないかと思ひ、自分でやってみよう。

補助金を完全否定するつもりはないんですけども、箱だけ造ればオッケーというのではなく、それを運営するプログラムを外部の人に立てさせるということでもなく、あそこを使う主は誰かというところぐらい「えこひいき」していかないとやっぱり盛り上がりません。そういう意味で自分はあるべく補助金を使わずに、自分で意思を持っている人たちを探して、その人たちに、こういう道の

駅があった方がいいのではないのということを説明をして回った結果、まず、札幌店ができあがりました。ロングライフデザインの商品と北海道のロングライフデザインのものとかカフェ。カフェはルールとして飲食スペースを設けて下さいということだけ言っている。私はグラフィックデザイナーなので、クライアントの仕事を受けてやるのですが、お金をもらって仕事をやって終わりという関係だと思いができない。ですから鹿児島で百貨店の再生のお話をいただいた時も、僕のD&Dをあなたがやってくれるのなら仕事を受けますと提案したところ、やりましょうということ、百貨店の4階にそのオーナーと一緒にやっています。沖縄でもそういう動きがあり、沖縄にもできました。

高校が建築だったものから、丹下健三さんの建築はずっと大好きで、そんなことで山梨県のためになる、「らしさ」を見直す装置としてのD&D YAMANA SHIが文化会館の2階に入りました。それ以上にこの山梨文化会館なりYBSグループの「えこひいき度」というか、そういうことをやる山梨県の新しい考え方に非常に感動しました。地場のもの、山梨のものを紹介するコーナーと、山梨の地産の食材を使った料理を出すレストランを造りました。地方の地場おこし、自分たちの土地の「らしさ」を見直す一つのきっかけとして、民間だろうが補助金だろうが公共だろ

うが関係ない、思いがある奴に託すということが自分の体験していることなのではないかなと思うんです。

このD&Dを造る条件というのがありまして、地元定番商品を置いて下さい。そして国内外の定番のロングライフデザインを扱って下さい、つまり僕が選んだ物。感度良く編集された都会的な刺激みたいなものが地元の人には必要だと。これがないと東京に出て行っちゃったりもするし、あまりにも地元に関係ない、最初は刺激的でも、段々根付かないから飽きてきちゃうことばかりだよねなので。

もう一つはカフェ、交流の場です。どんな人にも普通に使ってもらえる場所。これがデザイナー先生になっちゃうとコンセプトコンセプトで、人が来なくてもPR広報が成功して、ある程度地域のお金を使って成功したふうなことになっちゃうんですけども、やっぱりその土地に根付かないと意味がないと考えています。

そして最後はその土地のロングライフデザイン。これはその土地の人にとっては当たり前すぎて、あっ、そうか、それはうちの県の個性だったのかと思うぐらい普通で、こればかりだと外の人が喜びますけど、中に住んでいる人は退屈でしょうがないので、3分の1ぐらいのバランスで採用していく。自分たちの「魅力・らしさ」を再確認する一つのきっかけになったり、他県から来た人にとっ

てはセンスのいいお土産屋さんに見えたりとか、都会と地元のバランスをよりミックスするという考え方ですね。この3つがD&Dの造り方の基本です。

そのほかに、町の風景になっているような昔からの建物を使って下さい。これはその地元の人たちにとって思い出のある場所を活用して残す。先ほどから思い入れ、思いとか言っていますけど、やっぱり最終的にはもうそこなのではないかなと思うんです。例えば新しくお金を投下して何かするのであれば、ものすごい思い入れのある建築家と一緒にその建物を造らない限り、最初は盛り上がるけども段々ジリ貧になっていくことが、日本中見て回って本場に多いので、もうあえて町の風景になるぐらいの古い建物を使った方がいいのではないかな。

5番目は立地の悪い場所に出す。来て欲しい人だけに来てもらおうということですね。立地の悪い場所というのはちょっと変な言い方ですけども、立地のいい場所に出すと、立地のいいの計算してない色々なことが起って、それに対してお金がかかったり人件費が掛ったりするので、来て欲しい人だけ呼ぼう。

そして自分のお金を使う。最終的にその土地に根付く、もしくはその事業が継続するという

ことは、もう思い入れしかない。ビジネスを本気でやる人たちの思いですね。そして7個目は、自分の屋号とか社名を明記する。自分の屋号を名乗りましょうというのがルールとしてあります。やりたいと言った奴は誰なのか、編集者は誰なのか、このお店の主は誰かということとを明記することが、ロングライフな継続性に繋がるということで、顔が見えるオーナーがいるということを入条件に入れています。



地域で店を作って活動しながら、観光が若返らないといけないと痛切に思いました。観光の質を上げないと交流が生まれないと。特に、これから開拓してこうとしている世代の人たちはデザイン世代なので、デザインの共感が得られないとアクションを起こさない。

そこで、観光ガイドが進化していなかったら、観光ガイドを作らないといけないと思いましたが、まさか自分で観光ガイドを作るはめになるとは思っていなかったんですけど、今泣きながら作っています。ポイントは一人称と単独行動。2ヶ月間ぐらいいその土地に滞在をして一冊作るんですけど、自分たちの事業として、数字をたたき出してやっていますので、こんなことやっている僕にお金下さいよと心の中ですっと思っただけです。それならこの辺りから助成金が下りるようになりました。それは、その県の方々が、「あなたがやっていることはうちの見直しになるから、ちょっと助成金があるから使わないか」と言ってくれたりして、それは非常に助かりましたし、そういう考え方地方行政とか、そういう方々もある意味の「えこひいき」が起り始めて、それが純粹に動き出した。だから自分もその助成金をもらいながら一冊作っていくんですけど、あくまでもその県のために全力を尽くそうとやることでやっています。内容は単純に、観光、食事、カフェ、買物、泊まり、キーマンこの6つを紹介する。我々

編集部が2ヶ月間滞在をして、この6つの具体的な事例を4つずつ候補を挙げて掲載しています。どういう基準でそれを選んでいくかというと、その土地らしいこと。その土地の人がやっていること。その土地らしいメッセージを持っていること。利用価格が手頃なこと。デザインの工夫がある。この5つです。結局この「らしさ」みたいなところが重要になってきて、自分たちが新しいことをする時に、「自分たちらしさ」って何だろうというところが分かっていたらいい分かっていて、強い地域になっていくのではないかなと思います。

出版と同時に一冊作った背景を全部語るといイベントをやっています。あと、参加者にトラベル誌を作るというワークショップもやって、これが意外と盛り上がり、意外と難航します。実は自分たちの故郷のことをあまり冷静に考えてなかったんだということや、発見もあり、非常に盛り上がります。

最後に3つだけ、1つは、長く続いていることの中にその土地の「らしさ」があるということ、ロングライフデザインというテーマでやっていますけど、長く続いていることって地元に住んでいる人たちにとっては意外と普通になっちゃって、改めてそれを見直したり整理したりすることって少ないと思うんですけど、実はそれが地元の「らしさ」であるということが重要なのではないかと

思うんです。

そしてもう1つは、その土地に根付くことや育つことをやらないと、最初は面白がるんですけど根が張らなくて終わり。なので僕も、どうやったらこの時間を使って山梨に根付くことをやるかということを考えてもしています。

最後なんですけども、このD&D YAMANA SHI店を使って下さい。これは事業として、個人の事業でもありますので、自分のお店の宣伝のように聞こえちゃうかもしれませんが、

そんなことを言っている場合ではないと思うんですけどね。みんなで拡散して、色々なことをバラバラにやるというよりも、こういうシンボル、こういう場所をきっかけにして「山梨らしさ」を整理する。その結果何かいろんなものが生まれていって、県外の人たちもいっぱい集まって、県外の人たちからの観光も生まれて何かが変わっていくのではないかな。みんなでのこのYAMANA SHI店という場所を1つのきっかけに使うて欲しいなと思います。



## ナガオカケンメイ D & DEPARTMENT PROJECT 代表

### プロフィール・略歴

- 1965年 北海道生まれ。日本デザインセンター原デザイン研究所を経て、97年、ドローイングアンドマニュアルを設立。
- 2000年、デザイナーが考える消費の場を追求すべく東京世田谷にデザインとリサイクルを融合した新事業「D&DEPARTMENT PROJECT」を開始する。
- 02年より日本のものづくりの原点商品、企業だけが集まる場所としてのブランド「60VISION」(ロクマルビジョン)を発売し、カリモクの60年代の廃番商品をリブランディングするほか、アデリア、マーナなど日本のものづくりメーカー複数社とプロジェクトを進行中。
- 03年度グッドデザイン賞川崎和男審査委員長特別賞を受賞。
- 08年より地域産業や伝統工芸を無理なく活性化し、より長く続く仕組みを考える「NIPPON VISION」を開始。日本全国から若いリアルな需要に沿った普段の生活に使えるロングライフな工芸品を集め、展覧会形式で販売展示を行うことにより、商品の技術や、つくり手の魅力を伝える活動を行っている。
- 09年、デザインの視点で日本を紹介するガイドブック「design travel」創刊。
- 13年より武蔵野美術大学教授、京都造形芸術大学教授。

### 主な著書

- 「ナガオカケンメイの考え」(アスペクト/新潮文庫)
- 「ナガオカケンメイとニッポン」(創美社)
- 「60VISION 企業の原点を売りに続けるブランディング」(美術出版社)
- 「D&DEPARTMENTに学んだ、人が集まる伝える店の作り方」(美術出版社) など

# 東日本大震災に係る 中長期的な職員派遣

東日本大震災からこれまでの3年間に、全国市長会及び全国町村会を通じて、被災市町村に中長期的に派遣された市町村職員並びに山梨県市町村課の職員の方に、被災地の現状や業務内容、今後の施策への反映等について執筆いただき、今号と次号に分けて掲載いたします。

## 派遣の動機、理由

甲府市では、全国市長会より被災自治体への中長期職員派遣の要請を受け、東北出身者（福島県）である私が、派遣候補の名前に上がり決意しました。

私が派遣された福島県矢吹町は人口約2万人の町で、技術系の職員が少ないため災害復旧工事への取組が遅れており、特に、道路や農業施設、下水道の災害復旧に携わる土木職の人材派遣を要請していました。

## 派遣先の現状

矢吹町は、県の中南部に位置し、

## 1 甲 府 市

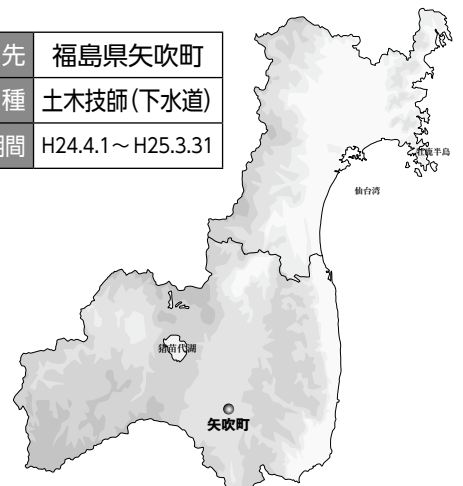
# 福島での災害復旧体験 を山梨に

甲府市上下水道局 計画課  
下水道計画担当 折居 和夫



折居 和夫

派遣先	福島県矢吹町
職種	土木技師(下水道)
派遣期間	H24.4.1～H25.3.31



町内を阿武隈川が県を東西二分した形で北方（仙台方面）に流れています。この阿武隈川と東西の奥羽山地・阿武隈山地に挟まれた地形や地質が、矢吹町を含む近隣市町村において、道路や下水道災害（地盤の液状化）を大きくした要因ともなっています。

東北沿岸地域での津波被害が大きかった中で、沿岸地域以外の自治体においても、巨大地震がもたらした地震動や地盤液状化によって、道路・上下水道など公共インフラの破壊や家屋倒壊・損壊の被害は大きいものでした。矢吹町での被害は次のとおりです。

全壊家屋459棟、農業施設被害33億円、  
商工業被害25億円、下水道施設被害12億円



## 派遣先での業務内容

矢吹町の下水道被害は、マンホールの隆起、下水道管の浮上・蛇行、路面陥没が顕著でした。特に、市街地における下水道管渠の被災率は約15%（被災管渠延長10km÷全管渠延長63km）で、同規模震度（6強）の近隣自治体での平均被災率7%を大きく上回っています。

下水道の被害は、単に構造物が壊れることだけでなく、社会的影響が大きいものがあります。道路の陥没やマンホール突出による交通障害が発生し、非難ルートや救援活動への



影響が出てきます。

私が派遣された時には、すでに被災後約1年を経過し、隆起マンホールの上部は撤去され、陥没道路の仮舗装や下水道管の応急・仮復旧がなされており、下水道は一見して通常通りに使用されていました。

町の上下水道課職員と共に、地震によって浮上・蛇行した下水道管を正常な管に取り替える工事を管理・監督する仕事就是我的業務となりました。派遣の翌日から早速、災害現場の状況把握や復旧方法の打合せを行い、一年間の復旧工事現場との取り組みが始まりました。（市街地10km、農業集落地5km）



## 派遣先で思ったこと

災害復旧工事を経験した中で、下水道などインフラの災害復旧工事の特徴を、住民に良く理解し協力していただくことの重要性を感じました。住民は、被災直後の応急仮復旧で下水道の復旧が完了したと認識してしまい、本復旧工事の時点では、あたかも、平常に戻った下水道を再び工事するものと思込んでしまいます。本復旧工事の前に十分な説明を行い、理解をいただく必要があると思います。

矢吹町内には、仮設住宅が120棟建てられており、不慣れた避難生活をされている方への贈り物として、甲府市職員福利厚生組合員の手作りができました。仮設住宅の皆さんには、大変喜んでいただきました。

また、福島では、原発事故による影響を受け、各自自治体が住宅地を優先して除染作業を進めています。が、まだまだ進んでいません。地震、原発、風評の三重被害が今も続いていることを多くの皆さんに忘れないうでいただきたいと思っています。



## 今後の施策への反映

矢吹町での災害復旧工事の体験は、地震への対処について多くのことを教示してくれました。派遣中に得られた情報を多くの市職員と共有し、近い将来に想定される大地震への備えを強化する必要があります。

現在、多くの被災自治体から災害復旧・復興の報告書が出され、災害対応への反省と評価が行なわれています。これらの評価を教訓として学び、山梨での地震対策（地震前、地震後）の見直しを継続・実施していくべきだと思います。

## 笛吹市

# 2

# 一年間の下水道災害 復旧にあたって

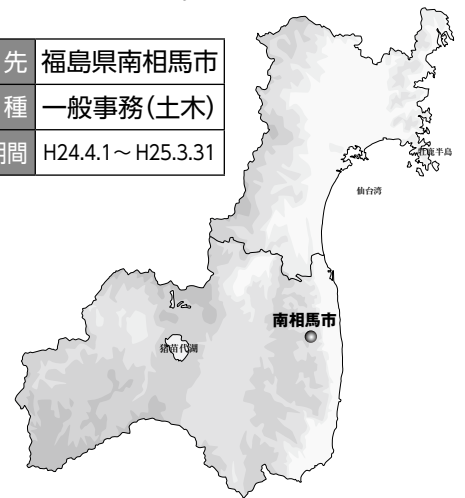
笛吹市 建設部土木課

スマートインターチェンジ推進・リニア対策班兼建設担当



副主幹 角田 能一

派遣先	福島県南相馬市
職種	一般事務(土木)
派遣期間	H24.4.1~H25.3.31



### 派遣の動機、理由

3・11震災時は3月議会常任委員会の最中でした。課へ戻りTVで津波の状況を見たときは現実のことは思えないほどショックを受けました。その後庁内にて中長期派遣の照会があり、家族や職場の上司に対しての理解を得、派遣への希望を市の担当へ申し出ました。

正直知らない土地へ一人での長期派遣については、どこまでできるか不安はありましたが、今まで建設関係の担当が長かった経験を復旧に活かしたいことや、市町村では経験できない全国レベルでの経験を積みた

いと思ひ派遣を希望しました。派遣先については、特に希望はしませんでした。が、福島県南相馬市への派遣となりました。



### 派遣先の現状

派遣先である福島県南相馬市は県の北東側の太平洋沿岸に接しており、原町市、鹿島町、小高町の1市2町が合併してできた市です。海岸から3km程内陸まで津波による被災を受けました。私が派遣された当時は、震災から1年程経過していることもあり、避難している住民も戻りつつありました。また市街地は片づけも終わっていて地震があったとは思えない程で、人も普通に生活しており、車の往来もたくさんありました。

しかしながら沿岸部は津波に流され、建物や畑などは何もなく、応急的に碎石で復旧されている道路があ

り、がれきを運ぶダンプが多く往来し、海岸沿いにはがれきが山のようにありました。被災した他の県との大きな違いは、放射線量が高いということ、南相馬市での空間線量は0.5μSv(マイクログロシーベルト)と山梨県の10倍多い線量でした。震災がれきについては最終処分できないので、そのまま存置されている状況です。

派遣された当初に小高区の立ち入り制限が一部解除され、下水道被災調査に入った際は、街中の建物は倒壊し、津波で流された自動車があり、震災当時のままでした。

## 派遣先での業務内容

派遣先の下水道課は南相馬市職員

4名と派遣職員2名の体制で、公共下水道と農業集落排水の管路復旧工事の災害査定のための調査・資料作成と、復旧工事実施設計積算・施工監督業務を6名でそれぞれ分担しました。派遣当初は、原町・鹿島区に

て平成23年度に発注済み工事の監督業務を引き継ぎました。夏季から小高区災害査定設計積算と査定の準備から査定を受け、査定後に発注のための設計積算、そして発注を行い、説明会等施工前準備をしました。また平成23年度発注分(原町・鹿島区)の完



成後、次の派遣の方へ引き継ぎ、派遣の完了となりました。年間での工事を一連で施工管理監督したわけですが、道路や水道など関連工事との調整等も多く、特に水道はほとんどが併設されているので、仮設や切り回しがあり、水道管の設計積算なども行い、また簡易な処理施設等の復旧もありました。

## 派遣先で思ったこと

下水道復旧工事後に新たな滞水箇所が発見されるケースが多く、査定対象(補助対象)外にて対応するケースが多くありました。管渠が通常でも微妙な勾配であるため、余震での浮上などが考えられます。現状では査定が1回限りであるため、査定後に被災された箇所は補助対象にならず、復旧は単費などで対応となります。国においても柔軟な対応が必要かと思いました。

## 今後の施策への反映

下水道や水道のライフラインの復旧などハード面での災害復旧が住民の帰還に向けた一番目の対応となります。内圧管である水道と違い下水道管は被災箇所の特定が難しく、また災害査定の採択が1回限りということ、工事後の被災箇所があることが多かったです。全てとはいきませんが、速やかで正確な被災調査が必要だと思います。調査は清掃車やTVカメラ等を保有する維持管理業者に任せられることになるので、被災しやすい箇所の特定や地震後の被災箇所の調査方法を業者と検討しておく必要があります。また、水道は被



災しなくても下水道が被災を受けるケースが多く見受けられました。以前は経費節減策として上下水道を同時埋設にて施工しましたが、水道は铸铁管などで漏水はないが、下水道はマンホールや管渠浮上により復旧が必要となり、被災のない水道の布設替えが多々ありました。今後は違う箇所に埋設することや、施設毎の耐震化の検討ばかりでなく、全体を見た施工についての検討も必要かと思えます。

終わりに、1年間の長期派遣期間中、同じ市役所職員のように、あたたかく受け入れてくれました南相馬市役所の職員の皆様や手厚くバックアップしてくださいました笛吹市役所の担当職員へ感謝申し上げます。



# 身延町

## 3

### 福島県浪江町での 災害派遣を振り返る

身延町 水道課  
水道業務担当



主査 小泉 健太

#### 派遣の動機、理由

今回の派遣は全国町村会の派遣要請に基づき行われました。震災当初身延町からはたくさんの方が災害派遣を希望し、福島県に保健師が派遣され職務に尽力されました。

震災から1年経過して被災地を訪れ、現地の知人などから当時の状況や現状を聞く中で、まだまだ復興には程遠いと感じ、自分の力で「何かできることはないか？」と考え、今回の災害派遣を希望しました。

期間は平成24年4月1日～平成25年3月31日の1年間でした。

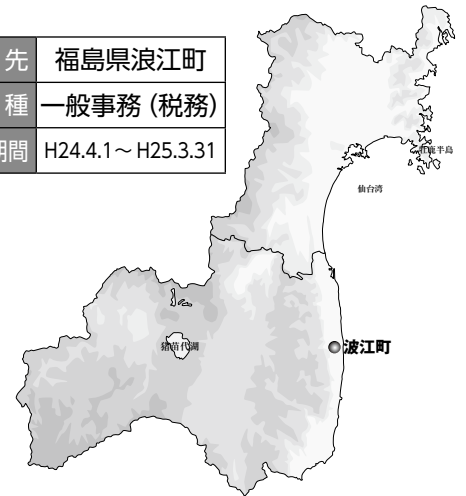
#### 派遣先の現状

浪江町は福島県東部の浜通りにあり、いわき市の北、福島市からおよそ60kmの位置にあります。

人口は19,439人(推計人口、2013年11月末)。東部に人口が集中し、西部の津島地区は二本松市・飯館村・葛尾村と隣接します。北部は南相馬市になり、南部は東京電力福島第一原発5・6号機のある双葉町になります。主な産業は漁業・農業・畜産などで、原発関連の産業に従事している人も多くいました。

浪江町は、平成23年3月11日の東日本大震災と福島第一原発事故の影響で、浪江町民全員が隣の二本松市

派遣先	福島県浪江町
職種	一般事務(税務)
派遣期間	H24.4.1～H25.3.31



を中心に県内・外に避難している状況です。震災による犠牲者は、津波死者148名、地震による死者1名。他に震災関連死者が多くいます。

町内は原発からの距離に応じて、警戒区域と計画的避難区域に指定されており、人口が集中する東部は警戒区域、山側の津島地区などは計画的避難区域となりました。警戒区域は立ち入りは制限されていますが、計画的避難区域は基本的には浪江町民なら立ち入りは可能でした。警戒区域の方が規制が厳しいですが、実際には東部は放射線量が低く、逆に山側の津島地区などは放射線量が高い状況でした。

平成25年4月1日から放射線量に応じて帰還困難区域・居住制限区域・

避難指示解除準備区域に再編されました。浪江町民は、原則として居住制限区域・避難指示解除準備区域には出入り自由となりましたが、宿泊や夜間の立ち入りは引き続き制限されています。帰還困難区域となった津島地区は、これまで原則的に立ち入りは可能でしたが、今後は立ち入り自体が制限されることになっています。なお、15歳以下の子どもは、引き続きいずれの地域においても立ち入りすることは出来ない状態となっています。

役場機能は隣の二本松市に移転し、平成23年10月から平成24年9月までは福島県男女共生センター内の仮事務所にて仕事を行っていました。平成24年10月1日からは、二本松

市郊外の高田工業団地内に仮庁舎を建設したため、10月からは新庁舎での仕事となりました。

## 派遣先での業務内容

浪江町では町民税務課にて主に税務の事務に携わっていました。町民税務課は町民担当6名、税務担当8名がいました。24年10月には中途採用の職員が配属されましたが、他の職員は新人を指導する余裕が無いので、私が役場の仕事全般の指導を

担当しました。24年9月まで仕事を行っていた男女共生センター内は、施設自体は新しいのですが、もともと事務を行うスペースではないので手狭であり、特に私が所属していた町民窓口担当にはインターネットの回線が繋がらず不便な状態でした。書類自体も置ききれず、元の浪江町役場や二本松市周辺の施設の倉庫や共生センター2階の空きスペースにダンボールに入ったままの状態になっていたので、必要なものを探すのが大変でした。



浪江十日市(2012年11月24日 二本松市内)

税に関しては、固定資産税は償却資産を含めて全額減免。住民税は所得500万円以下は減免。国民健康保険税は新規転入者以外は減免。軽自動車税は被災した車両については減免となっていました。私の担当は軽自動車税、被災証明書及び税関係の各種証明の発行でした。実質的に課税しているのは軽自動車税のみでしたので、そういう意味では責任は重かったと思います。問合せは非常に多く、ほとんどコールセンター状態でした。

## 派遣先で思ったこと

震災当初に比べると混乱は落ち着いてきているように見えました。今後の生活の見通しが立てられない住民もまだまだ数多くおられます。震災当初は皆2・3日で戻れると思っていたようです。復興計画では、5年で帰還という目処は示されていますが、除染・インフラ整備・医療機関・介護施設などの復旧・緊急時の対応など実際に帰還するとなるとハードルは高いと考えられます。

容易なことではないと思いますが、粛々と進めていくしかないと考えられます。

## 今後の身延町について

災害時は、避難先の確保など町独自に判断していかなければならない事が数多く発生すると思います。浪江町の場合でも原発事故以降、国・東電から放射線量についての情報が不十分だったために、独自の判断でより安全な二本松市に役場の本拠地を移すことになりました。

国と直接交渉する場面も出てくると考えられますが、浪江町では賠償専門の部署や町民税務課の固定資産税担当が国や東電と交渉・情報収集を行っておりました。県から浪江町に出向して仕事に当たっていた人もいましたが、最終的には町が判断することになります。

また、何よりも災害の風化を懸念しています。同じ福島県内でも浪江町役場がどこに移転しているか知らない人も多くいるようです。復興については、現実を考えると

日々の仕事や生活の中でも災害を意識していく必要があると思います。東日本大震災の経験を生かしていくことが我々の今後の課題になってきます。災害が発生すると町民は真っ先に役場に連絡してくるので、町民の不安を取り除くように努めていく必要があると同時に、職員の心身のケアも必要になってくると考えられます。



地方税の延滞金等の利率の見直しについて教えてください。



平成25年度の地方税法改正では、国税における延滞税の見直しに合わせ、平成26年1月1日以降の期間に対応する地方税における延滞金及び還付加算金の割合が見直されました。

#### ○ これまでの制度

延滞金は、期限内に納付した方との負担の公平性の確保、滞納防止、滞納となった地方税の早期納付を促すこと等を目的として徴収されています。延滞金の割合(利率)は、年14.6%とされていまして、納期限の翌日から1ヶ月を経過する日までの期間については、年7.3%とされていました。また、還付加算金の割合は、原則年7.3%とされていました。

なお、延滞金の「年7.3%」の部分及び還付加算金については、平成11年改正において、当時の低金利の状況を勘案し、その負担軽減を図るため、特例により「公定歩合+4%」（平成25年は4.3%）とされていました。

#### ○ 見直しの理由

平成11年改正における特例制度の創設以降も更に金利は低下していることから、「年14.6%」の割合を含めて、現在の低金利の状況を踏まえ、事業者等の負担を軽減する等の観点から、特例的な措置として、国税における延滞税及び還付加算金の割合の見直しに歩調を合わせて引き下げが行われました。

#### ○ 具体的な見直しの内容

延滞金等の特例割合の基準となる割合(特例基準割合)を、これまでの「公定歩合+4%」から「国内銀行の貸出約定金利(新規・短期)の前々年10月から前年の9月における平均+1%」に改めるとともに、延滞金の場合は、各年の特例基準割合が年7.3%に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあつては当該年における特例基準割合に年7.3%を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては当該特例基準割合に年1%を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%を超える場合には、年7.3%の割合)とすることとされました。

なお、法人住民税及び法人事業税の納期限の延長があつた場合の延滞金の割合は、各年の特例基準割合が年7.3%に満たない場合には、その年中においては、当該年における特例基準割合となります。

また、徴収の猶予等の適用を受けた場合の延滞金については、当該徴収の猶予等をした期間に対応する延滞金の額のうち、当該延滞金の割合が特例基準割合であるとした場合における延滞金の額を超える部分の金額を免除することとされました。

併せて、還付加算金の割合についても、各年の特例基準割合が年7.3%に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合とすることとされました。

これらの改正は、平成26年1月1日以降の期間に対応する延滞金及び還付加算金について適用されています。

	内 容	本 則	これまでの特例 (公定歩合+4%)		[H26年] 貸出約定平均 金利の年平均 は0.9%
延 滞 金	法定納期限を徒過し履行遅滞となった納税者に課されるもの	14.6%	—	特例の見直し (14.6%については、特例の創設)	
	1ヶ月以内等	納期限後1ヶ月以内等については、早期納付を促す観点から低い利率	7.3%	(特例基準割合※) 貸出約定平均金利+1% + 7.3% (早期納付を促す)	9.2%
	徴収の猶予等	事業廃止等による徴収の猶予等の場合には、納税者の納付能力の減退といった状態に配慮し、軽減(災害・病気等の場合には、全額免除)	2分の1免除 (7.3%)	(特例基準割合) 貸出約定平均金利+1% + 1% (早期納付を促す)	2.9%
還付加算金	地方団体から納税者への還付金等に付される利息	7.3%	4.3%	(特例基準割合) 貸出約定平均金利+1%	1.9%

※特例基準割合：国内銀行の貸出約定平均金利(新規・短期)の前々年10月～前年9月における平均に、1%を加算した割合(平均は、各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合とされています。)



水道事業債（簡易水道事業分）における臨時措置について教えてください。



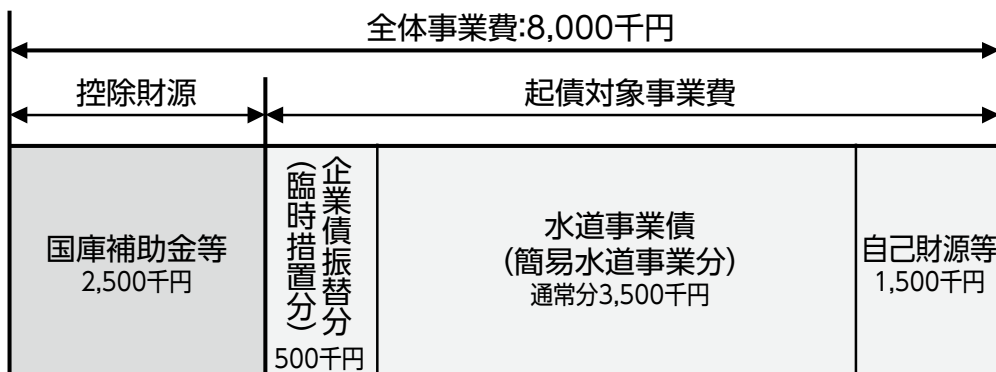
簡易水道の建設改良事業においては、資本費負担の軽減を図るため、事業年度に全体事業費から国庫補助金等の特定財源を控除した額の10%を一般会計から繰出す措置がなされています。

しかし、現下の厳しい地方財政の状況等を踏まえ、平成14年度から引き続き平成25年度までの各年度においては、一般会計からの繰出しに代えて臨時的に発行する水道事業債(簡易水道臨時措置分)を措置しており、その結果、水道事業債(簡易水道事業分)の充当率は、通常の充当率90%に臨時措置分の10%が加わり、合計100%に引き上げられています。

例) 全体事業費8,000千円(うち国庫補助金等の控除財源2,500千円)の事業で、自己財源等1,500千円を充当する場合

- ① 起債対象事業費を算出する :  $8,000\text{千円} - 2,500\text{千円} = 5,500\text{千円}$
- ② 先に臨時措置分を計算する :  $5,500\text{千円} \times 10\% = 550\text{千円} \rightarrow 500\text{千円}$   
(10万円未満を切り捨て)
- ③ 起債対象事業費から臨時措置分と自己財源等を控除して通常分を計算する  
:  $5,500\text{千円} - 500\text{千円} - 1,500\text{千円} = 3,500\text{千円}$

起債額 : 4,000千円(通常分 : 3,500千円 臨時措置分 : 500千円)



起債対象事業費の一部に自己財源等を充当する場合であっても、臨時措置分の算出には影響を与えないので、起債対象事業費×10%が臨時措置分となります。

※ 辺地債・過疎債を充当する場合の臨時措置分の取扱いについて

辺地債・過疎債を充当する場合、通常の水道事業債(簡易水道事業分)の1/2を限度として充当することができます。また、臨時措置分は辺地債・過疎債と並立することができ、臨時措置分を充当した場合、起債対象事業費から臨時措置分を引いた残額の50%を上限として辺地債・過疎債を充当することができます。

仮に臨時措置分を10%、辺地債・過疎債を上限まで充当した場合、辺地債・過疎債の充当率は起債対象事業費から臨時措置分(10%)を引いた残額(90%)の1/2となり45%となります。



一般会計等の資金に不足が生じた場合に基金を使用することは可能か教えて下さい。



基金は条例で定める特定の目的に応じて確実かつ効率的に運用されなければなりません。必要があれば、基金条例において「繰替運用」に関する規定がおかれることがあります。この繰替運用は、一般会計等で資金が不足した場合に、基金に属する現金に余裕があれば、基金の取り崩しではなく、条例で定める一定条件の下、地方公共団体の長の判断により基金に属する現金を一時的に流用することができるものです。

繰替運用には、必ず条例にその旨を規定しておくことが必要であるとともに、資金を受ける会計においては繰入金として処理し、一定期間後に約定の利子を付した上で基金に返還することが必要です。なお、繰替運用に伴う利子についてですが、地方自治法では、基金の運用から生ずる収益及び基金の管理に要する経費は、それぞれ毎会計年度の歳入歳出予算に計上しなければならないと規定されていることから、繰替運用に伴う利子であっても、基金側からは運用に伴う収益と考えられることから、歳入歳出予算に計上する必要があります。

なお、繰替運用については、一会計年度を越えて行うことはできないことに注意が必要です。会計年度を越えて行われる繰替運用は、地方公共団体内部の一時的な資金融通の範囲を超えるもので、むしろ基金からの繰入金として歳入歳出予算に計上されるべき性質のものと考えられています。



予備費は予算に計上しなければならないこととされていますが、実際に予備費を使用できる範囲については何か制限がありますか？



地方公共団体の支出は、歳出予算の定めるところによって執行するものであり、予算に計上していない新たな経費が必要となった場合や予算額に不足を生じた場合には、通常であれば補正予算で措置しますが、議会を招集するまでもない軽微な内容のものについては、行政執行の効率の観点から、予備費の充用によって行うことができるとされており、地方自治法において、予算外の支出または予算超過の支出に充てるため、歳入歳出予算に予備費を計上しなければならないこととされています。ただし、特別会計については、予備費を計上しないことができるとされています。

この場合の予算外の支出とは、予算に科目のない支出はもちろん、科目はあっても予算で全く見積もられていない支出をいうものと解されています。また、予算に計上されていない費途に予備費を充用する場合には、長において款項等の科目を設定して行うことができるものと考えられています。

予備費は、長の責任において支出できるものですが、あくまで例外措置であることから、その使用についていくつかの制限があります。地方公共団体の歳出全般にいえることですが、法令上地方公共団体が支出してはならない費途に充てることはできず、また、支出に条例等の根拠が必要なものは条例の制定や改正がない限り予備費は充当できません。さらに、議会が否決した費途には充てることはできないこととされています。この場合、議会が否決した費途でもさらに補正予算として議決を経て支出することは妨げられず、議会で予算金額を減じた費途は、否決した費途ではないから、予算金額に不足を生じた場合、予備費より支出しても違法ではないと解されています。

また、予備費の充当はあくまで例外的なものであることから、次期議会の議決をまって支出しても差し支えないようなものに予備費を充てることや、食糧費、交際費のような特殊な経費に予備費を充てることは適当でないと考えられています。

# 市町村調査研究事業

平成24年度に山梨県市町村振興協会の助成金を活用して、市町村職員が自主的・主体的に行った計9団体の調査研究事業のうち、4団体を次ページから紹介いたします（5団体については、25年9月号に掲載）。

## 平成26年度から制度が充実します！

平成18年度から、市町村職員が主体となって行う調査研究事業を支援するため助成金を交付しており、平成24年度までに、住民との協働や行政改革、観光振興、6次産業化等の調査研究事業計69件に対して助成を行って参りました。

平成26年度からは、先進施策事例の視察や研究を行ううえで必要な研修会等への参加旅費等に対応できるよう、助成金対象経費に「旅費交通費」を加えるなど制度の充実を図っております。

助成金交付要綱等詳細については、平成26年1月14日付け梨市振発第2号で各市町村へ通知していますが、4月に改めて本事業について通知することとしておりますので、本制度の活用についてご検討をお願いいたします。

## 制度の紹介

市町村職員が自主的、主体的に実施する調査研究事業に対し、次のとおり助成を行っております。

- ①助成対象  
単独または複数市町村職員で構成する調査研究グループ（市町村長等から推薦がある4人以上の調査研究グループ）
- ②対象事業  
市町村職員が行う調査研究事業（対象事業のテーマは問いません。）
- ③助成対象経費  
事務費、アンケート・聞き取り実施に伴う経費、検討会費、旅費交通費、アドバイザー謝礼、報告書印刷費等
- ④助成額  
助成対象経費の全額（30万円限度）
- ⑤助成期間  
原則単年度。継続事業にあっては最大限2年間

公益財団法人 山梨県市町村振興協会



## 都留市 債権管理の適正化に向けて

「都留市債権管理調査研究会」  
政策形成課 佐藤 秀樹

**本**市では、市が有する債権の回収、整理、滞納対策等に關し、その債権の種類、根拠法令及び滞納状況等を把握するとともに、債権管理についての法的・実務的な問題を検証し、さらに公平・適切な対処を行うため、平成23年度に都留市債権管理調査研究会を設置しました。

2年目となる平成24年度の研究会では、昨年度に引き続き、山梨県地方税滞納整理推進機構特別徴収アドバイザーを務める滞納整理学会の三島充氏を研究会のアドバイザーとして招き、債権管理の適正化を図るための調査研究を行い、債権回収の連携及び情報の共有化による債権管理体制の強化並びに債権管理条例案及び債権管理マニュアルの作成に取り組みました。

研究会における調査・研究の成果として、平成24年10月31日に債権回収の連携及び情報の共有化に関する報告書を、平

成25年1月30日に債権管理条例等に関する報告書を市長に提出し、都留市私債権等管理条例案が平成25年3月定例会に提出され、可決されるとともに、平成25年度から債権回収特別対策本部及び債権回収特別対策チームの設置、債権回収困難案件専任職員の配置など債権管理体制が強化されることになりました。

今後は、市債権等管理条例、債権管理マニュアルの適正な運用を行い、債権回収特別対策本部を中心とした全庁的な取組を推進する中で、公平・適切な債権管理による自主財源の確保に努めたいと考えています。

## 韮崎市

### 未収金削減の取組

「未収金対策ワーキンググループ」  
収納課 望月 和明



**多**くの地方自治体が厳しい財政状況に直面する中、本市においても未収金対策が直近の課題となっており、納期内に適正に納付された市民との公平性の確保に必要な組織の在り方、マニュアル及びアクションプラン作成等を検討するため「未収金対策研究ワーキンググループ」を設置しました。

本市では、租税及び一部の公課については、徴収業務を一元化していますが、その他の公課及び私債権については、それぞれの担当課で徴収を行っており、ノウハウや人員が不足しているため、滞納整理が進んでいない担当もあります。

まず、職員の未収金に対する意識改革が必要であると考え、山梨県地方税滞納整理機構の特別アドバイザーを務めておられる滞納整理学会の三島充氏を講師として招き、全職員対象に研修を実施しました。

その後、先進地の多治見市を視察研修した内容を参考に、各

担当において調査研究し、関係法令に基づき課題を整理し、未収金の一覧表、債権管理のスケジュールの作成及びそのスケジュールに沿った債権の区分ごとの事務内容・適用法令等の一覧表等、マニュアルを作成しました。

債権管理マニュアルは、今後も事務担当者レベルでの作業部会で改善すべきところを継続して検討するとともに、平成25年度は、アクションプラン及び執行停止基準を検討し、これを実践することで未収金額の削減に努めてまいります。



**石**和温泉郷の宿泊者数は平成2年の170万人をピークに年々減少し、平成23年は100万人を割り込み約90万人となっています。

バブル崩壊後、日本人観光客の団体客は減少しファミリー・小グループの観光が増加していますが、石和温泉郷は多様化した観光客のニーズへの対応が遅れたため宿泊客数は年々減少しています。

今回、平成17年に笛吹市で整備した石和温泉源泉足湯ひろばを活用した事業を研究し石和温泉街をたくさんの観光客が歩く姿を復活させたいとの思いから調査研究を行いました。

活性化のアプローチとしては、ファミリー層・小グループをターゲットに民間事業者とタイアップした足湯ひろばでのイベントを開催する中でアンケートを実施し、石和温泉郷の活性化策方法について検討しました。

## 笛吹市

# 石和温泉郷の活性化を目指す

「足湯大好き倶楽部」  
観光商工課 荻野 重行

アンケートの結果としては、石和温泉郷は交通の便と温泉がいいが温泉地としての風情が足りない。

来場者のきっかけを見るとホテル・旅館からの送客がない。ホテル・旅館は施設内からお客様を外に出したくないのではという感じを受けた。

足湯ひろばでのイベントを通年で開催すれば、外を歩く観光客が増えるのではないかと。

という分析結果となりました。

このアンケート結果を観光関係者と一緒に検討を行い、官民共同で石和温泉郷の活性化を目指します。

## 甲州市

# 情報発信ツールとしてのSNSの活用

「甲州市SNS活用研究会」  
政策秘書課 飯島 慎也

**甲**州市SNS活用研究会は、職員間のソーシャルメディアに対する共通認識を持ち、新たな情報発信ツールとしての活用をするべく発足しました。研究会を通して、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）に対する職員の注目度が既に高いことや職員の活用の仕方も様々であることを知ることができ、SNSのつながる先には「リアルコミュニティ」が存在することにも気付かされました。SNSの即時性、利便性の良さを最大限活用することで、職員一人一人が市の広報マンとなり、公私共に市の魅力ある情報を発信することも期待できます。

ただし、SNSを利活用する中で、職員として最低限守らなければならないボーダーラインを認識することも必要です。SNSは市民への情報発信及び意見聴取を行う上でも大変有効な手段であり、留意事項を遵守した上で有効に利用することは好ましいことです。その上で、個人が発する情報には一定の責



任があり、職員としての立場も少なからず関係してくることを忘れてはなりません。

こうした背景の下、研究結果をまとめ、「甲州市職員のソーシャルメディアの利用に関するガイドライン」を策定しました。

現在甲州市では市の情報発信ツールとして、市ホームページ、ツイッター等を活用しています。新たな情報発信ツールを活用していく中、これら従来の情報発信ツールを引き続き活用しながら、メディアミックスによる情報発信体制を目指します。研究会で参考にした他自治体の活用事例等を踏まえ、甲州市独自の「生きた」情報が市民の皆さんに届くような情報発信の在り方を今後も目指して参ります。



県と市町村、また、市町村間において職員交流が盛んに行われています。

今回は、市町村から県へ派遣され活躍している皆さんに登場していただき、近況を紹介していただきました。



富士・東部建設事務所  
**久田 真弘**  
(上野原市)

平成25年4月より、上野原市から交流派遣職員として富士・東部建設事務所都市計画・建築課都市計画担当に配属となり、早くも1年が経とうとしています。当初は、職場環境の違い、初めて経験する都市計画分野の職務に戸惑いや不安を感じたことをよく覚えています。

職場環境の違いについては、富士・東部建設事務所並びに関係機関の県職員の皆さまに温かく接していただき、私が職場環境に少しでも早く馴染めるように色々配慮していただきました。そのおかげで新しい環境にもすぐ慣れることができ、業務のしやすい環境を整えてくれたことにとても感謝しています。

次に、初めて経験する都市計画分野の職務については、配属された初日から開発行為に関する専門的な質問や土木の専門用語の連続で、一般行政職で採用された私にとって、そのことを理解し、知識として身に付けるまで、前任の方々の助言をいただいたり、解説本を読み込むなど多くの時間を費やしました。当初と比べると多少は慣れましたが、現在もまだまだ勉強の日々でこれからも精進していきたいと考えています。

また、残された期間についても私が交流派遣職員として配属された意味を今一度考え、多くの方との交流を深めることで得られる人脈や知識を市に戻った時に少しでも活かせるように意識して、今後の業務を行っていきたくと考えています。

最後になりますが、交流派遣職員という貴重な経験を通じて、富士・東部建設事務所をはじめとする多くの方々と出会えたことに深く感謝申し上げるとともに、今後とも指導ご鞭撻をいただければと思います。



市町村課  
行政選挙担当  
**深沢 剣一**  
(南アルプス市)

平成25年4月より、南アルプス市から研修生として総務部市町村課にお世話になっております。4月当初は緊張と慣れない環境にとまどいしましたが、周囲の方々から温かいご指導を頂き、あっという間に1年が過ぎようとしています。

私が担当している業務は、住民基本台帳法に基づいた住民基本台帳ネットワークシステムの運用、戸籍・窓口関係事務が中心となっており、市町村への調査の依頼や質問への回答が主となっていますが、当初は窓口業務に携わったこともなかったため、質問の回答に四苦八苦したのを覚えています。分かりやすく、正確な回答をしなければと日々、住基法他、関係図書と格闘しています。

今年度は7月に外国人住民の住基ネット・住基カードの運用開始、1月には各都道府県に設置されていた住基ネットサーバの集約業務等があり、機器の入札等も行いました。問題なく移行ができたことにほっとしています。

また、同じ担当の地方自治法や給与・定員管理等の事務の様子を見ることができたのも、良い経験となりました。1年間という限られた期間ではありましたが、研修生として経験させて頂いたことを、市に戻って活かすことができるよう、残りわずかな日々を大切に勉強し、努力してまいります。

最後に、市町村課の皆さん、研修生の皆さんと出会えたことなど、私にとって貴重な財産となりました。このような機会を与えてくださいました南アルプス市、市町村課の皆さま、そして業務でお世話になった市町村の皆さまに対しまして、この場をお借りして心より感謝申し上げます。今後ともよろしくお願致します。



市町村課 税政担当  
**秋山 博之**  
(富士川町)

平成25年4月より、富士川町役場から総務部市町村課税政担当に研修生として派遣され、あっという間に研修期間の1年間が経とうとしています。

今年度は私を含め4名(税政担当2人、財政担当1人、行政選挙担当1人)が研修生として市町村課でお世話になりました。

派遣される前に、過去の研修を経験した先輩や後輩から経験談を聞き、派遣当初は緊張しながら日々の業務にあたっていましたが、周りの職員の方々に大変優しく接していただき、なんとか1年間を乗り切ることができました。

私は、税政担当として住民税を担当させていただきました。その他にも、普通交付税や特別交付税の算定、交付税検査など様々な経験をさせていただきました。

また、各市町村の担当者の方々とも接する機会が多かったため、各地域の現状、課題を把握できるとともに、担当者の方々との情報交換をすることで、交流を深めるいい機会にもなりました。県庁での経験や人との出会いは、今後の私にとっての大きな財産になると思います。

これから市町村課で研修を始められる研修生の方は、未知の世界へ足を踏み入れることに不安な気持ちで一杯かもしれませんが、皆さんの助けとなってくれる人との出会いがきっとあると思います。慣れない環境で大変だとは思いますが、頑張ってください。

最後になりますが、市町村課の皆様には、日々大変お世話になり感謝しております。今後ともよろしくお願いたします。

# Fight!



Vol.35 March.2014



総合県税事務所  
有泉 由樹  
(中央市)

昨年4月に中央市から山梨県総合県税事務所徴収部徴収第一課に配属となり、派遣期間の1年が終わろうとしています。

私の業務は、地方税法第48条により、市で滞納している個人住民税を県税事務所へ引き継ぎを行い、県の徴税吏員として滞納整理を行っています。

徴収の仕事は、地方公共団体の税財政や社会保険財政等の財政基盤の確保のため、また、納付義務を果たしている納税者のために公平性を欠くことができない仕事であります。

納付する能力がありながら、なかなか理解が得られず、納付に至らない場合には、差押処分を行う場合もありました。滞納者の中には、理不尽な方もおり、大きな声で言いがかりをつけてくるなど重圧になったこともあり、苦勞したことを覚えています。

そういった仕事を県という立場ですることによって、また、県職員の方と仕事を行い、徴収の技術や知識はもちろん、徴収に対する心構えや使命感などを肌で感じることができました。特に県税事務所での滞納整理で感じたことは、組織としての滞納整理を行っていることでした。組織として同じ目標へ向かって、同じ気持ちで仕事をする環境があり、そういった仕組みがなされている点はとても勉強になりました。

また、多くの方と出会い仕事ができただけでなく、私にとって大きな財産となりました。

最後になりますが、いろいろな面でサポートいただきました徴収部の皆さまにはこの1年間大変お世話になりました。心より感謝申し上げます。



総合県税事務所  
志村 仁  
(笛吹市)

昨年4月より笛吹市から山梨県総合県税事務所徴収部第二課に配属となり、あっという間に1年が過ぎようとしています。

当初は、今までかかわったことがない業務や職場環境の変化等に不安と戸惑いもありましたが、周囲の皆様のおかげで指導やご助言に支えられ充実した日々を送ることができました。

私が配属された徴収部は、県税の徴収の専門部署であり、行政の財政基盤の確保のため、また、税の納付義務の公平性を保つための業務であります。

滞納者の中には様々な事情により滞納をされている方がいます。時には納税への理解が得られず、怒鳴り込んでくる方もいます。その中で、公平・公正な立場から滞納となった原因を突き止め、担税力を見極めながら納税計画を立ててもらおうのですが、滞納者の中には滞納を「当たり前」「しょうがない」などと思っている納税意識の薄い人もいます。そういった人には安易な考えの滞納は認められないことを理解していただき、納税意識を高めてもらうとともに、今後新たに滞納者とならないよう努めています。中には差押え処分を行わなければならない場合もありますが、苦勞して折衝した結果が守られているのを見るたびに、日々やりがいを感じております。

1年間という短い期間ではありますが、県と市での実践方法の違い等を経験する中で、多くのことを学びました。この場で学んだ経験と、業務を通じて関わりあった多くの皆様との繋がりを、今後の市での業務に生かしていきたいと思っております。



児童家庭課  
渡邊 健次  
(笛吹市)

平成25年4月より、桃・ぶどうの大果実郷である笛吹市から交流派遣職員として児童家庭課に勤務しています。2年間の交流期間が早くも折り返し地点を迎えようとしています。年度当初は新しい環境や業務に不安ばかりでしたが、今は「こんなに1年経つのは早かったかな?」と時間感覚を疑うほど充実した日々を送っています。

児童家庭課は、子育て支援施策の推進、児童虐待の防止、ひとり親家庭の福祉の向上等の業務を担っており、私は子育て支援担当として乳幼児医療費助成制度の補助金事務や保育所職員研修事業、子育て応援カード事業等の業務にあたっています。

この1年間は補助金事務で電卓を叩く日々から始まり、研修の企画・運営、事業の説明会や広報活動、事務監査等、盛りだくさんの内容でした。どれをとっても未経験の業務でしたが、周囲の温かい方々の支えがあり、前向きに楽しく業務を遂行することができました。

国では平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立し、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が施行される予定です。現在、新制度の施行に向けて県や市町村でも準備が進められており、子育て支援施策をどう構築するのか重要な時期となっています。このような時期に県で職務にあたれるのはまたとないチャンス!勉強の機会です。交流期間の残り1年もたくさんのことを経験し、今後笛吹市の発展に貢献できるよう職務に励みたいと思っております。

最後に、至らぬ点が多い私に温かくご指導くださる児童家庭課の皆様、そして今回の機会を与えてくださり、様々な助言をくださった笛吹市職員の皆様に心より感謝申し上げます。